

山梨県公報

号外第四十三号

令和五年

十月二十日

金 曜 日

目次

告 示

- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第三条第四号イに規定する親族に準ずるものとして知事が定めるものに関する告示……………一
- 山梨県営住宅設置及び管理条例第六条第一号の親族に準ずるものとして知事が定める物に関する告示……………一

人事委員会

- 山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………二
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………三

告 示

山梨県告示第二百五十一号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)

第一条第一号に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第三条第四号イに規定する親族に準ずる者として知事が定めるものを次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 入居者と山梨県特定公共賃貸住宅に同居する間有効な山梨県パートナースhip宣言制度実施要綱第七条に規定するパートナースhip宣言書受領証の交付を受けているパートナースhipの相手方

二 山梨県パートナースhip宣誓制度と同様の制度を有する市町村(入居者が入居を希望する山梨県特定公共賃貸住宅の所在する市町村に限る。)から、入居者と山梨県特定公共賃貸住宅に同居する間有効なパートナースhipに係る証明書等の交付を受けているパートナースhipの相手方

三 前二号に規定する者の親族

附 則

この告示は、令和五年十一月一日から施行する。

山梨県告示第二百五十二号

山梨県営住宅設置及び管理条例(平成九年山梨県条例第十五号)第六条第一号の親族に準ずる者として知事が定めるものを次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 入居者と県営住宅に同居する間有効な山梨県パートナースhip宣誓制度実施要綱第七条に規定するパートナースhip宣誓書受領証の交付を受けているパートナースhipの相手方

二 山梨県パートナースhip宣誓制度と同様の制度を有する市町村(入居者が入居を希望する県営住宅の所在する市町村に限る。)から、入居者と県営住宅に同居する間有効なパートナースhipに係る証明書等の交付を受けているパートナースhipの相手方

三 前二号に規定する者の親族

附 則

この告示は、令和五年十一月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十三号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県人事委員会

委員 長 細 谷 憲 二

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表5級の項1中、「企画監補佐」を削り、「対策監補佐」の下に、「調停監補佐」を加え、同表6級の項1中「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監」を「人口減少危機対策監、人口減少調査監、感染症対策監」に改め、「DX推進監」を削り、「二拠点居住推進監」を「情報政策推進監、DX推進監」に、「首都圏広域推進監、未来創造推進監」を「未来創造推進監、首都圏広域推進監、情報システム専

「門監」に改め、「情報システム専門監」を削り、同項3中、「企画監補佐」を削り、「対策監補佐」の後に「調査監補佐」を加え、同表7級の項一中「感染症対策企画監、新型コロナウイルス対策監」と「人口減少危機対策監、人口減少調査監、感染症対策監」に改め、「DX推進監」を削り、「二拠点居住推進監」と「情報政策推進監、DX推進監」に改め、同項之中「政策参事」を「事務局次長、政策参事」に改め、同表8級の項一中「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に改め、「感染症対策統括官補」の後に「DX・情報政策推進統括官」と「富士山火山防災監」の下に「スポーツ戦略推進監」を加え、同項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 本庁の事務局長の職務

別表第二の表9級の項2中「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に改め、「感染症対策統括官補」の後に「DX・情報政策推進統括官」を加え、同項中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 困難な業務を行う本庁の事務局長の職務

別表第十二知事の事務部局の部本庁の項中「出納局長」を 事務局長
DX・情報政策推進統括

に、「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に、「富士山火山防災監」を 「富士山火山防災監」に、「政策参事」を 「事務局次長」に、「スポーツ戦略推進監」を 「政策参事」に、「

感染症対策企画監 「人口減少危機対策監」に、「DX推進監」
「人口減少調査監」に、
「リニア未来創造・推進監」を 「リニア未来創造・推進監」
「二拠点居住推進監」に、
「首都圏広報推進監」を 「未来創造推進監」
「DX推進監」に、
「未来創造推進監」を 「首都圏広報推進監」に

改める。

附則

この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年十月二十日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「感染症対策企画グループ」を「感染症対策グループ」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十月二十日

山梨県人事委員会

委員長 細 谷 憲 二

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「DX・情報政策推進統括官 男女共同参画・共生社会推進統括官 事務局長」に、「次長」を「次長事務局次長」に、「感染症対策企画監 新型コロナウイルス対策監」を「人口減少危機対策監 人口減少調査監 感染症対策監」に、「DX推進監 リニア未来創造・推進監 二拠点居住推進監」を「リニア未来創造・推進監 情報政策推進監 DX推進監」に、「政策企画監（知事政策局）を「政策企画監（人口減少危機対策本部事務局又は知事政策局）」に、「地域ブランド・DX統括官」を「地域ブランド・広聴広報統括官」に、「富士山火山防災監」を「富士山火山防災監 スポーツ戦略推進監」に、「主幹（感染症対策センター、部、局）を「主幹（人口減少危機対策本部事務局、感染症対策センター、部、局、DX・情報政策推進統括官）」に改める。

附則

この規則は、令和五年十月二十三日から施行する。

山梨県人事委員会訓令第三号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和五年十月二十日

山梨県人事委員会

委員長 細谷 憲二

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項第二号中「企画県民部情報政策課」を「情報政策推進監」に改める。

第二十八条第二号中「企画県民部情報政策課長」を「情報政策推進監」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年十月二十三日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番